

債券内容説明書
平成25年2月20日現在

広島県・広島市折半保証
第6回広島高速道路債券



広島高速道路公社

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「広島県・広島市折半保証第6回広島高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、広島高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。
2. 本債券は、広島県・広島市（以下「設立団体」という。）が折半して債務保証をしている公募債券です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。
また、本説明書においては、保証体である広島県及び広島市に係る開示はなされておられません。
4. 当公社の財務諸表は、公社法及び地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号。以下「公社法施行規則」という。）並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。
なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

広島高速道路公社総務部総務課（本社）

広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ内（12階）

電話番号：082-249-3693（代表）

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	6
3 新規発行による手取金の使途	6
第二部 法人情報	7
第1 法人の概況	8
1 主要な経営指標等の推移	8
2 沿革	10
3 事業の内容	11
4 関係会社の状況	28
5 職員の状況	28
第2 事業の状況	29
1 業績等の概要	29
2 対処すべき課題	36
3 事業等のリスク	37
4 経営上の重要な契約等	37
5 研究開発活動	38
6 財政状態及び経営成績の分析	38
第3 設備の状況	40
1 設備投資等の概要	40
2 主要な設備の状況（事業資産）	40
3 設備の新設、除却等の計画	41
第4 法人の状況	42
1 基本金の推移	42
2 役員の状況	42
3 コーポレート・ガバナンスの状況	44
第5 財務の状況	45
1 財務諸表の作成方法	45
2 財務諸表の提出	45
3 財務諸表等	45
(1)平成23事業年度	46
①監事の意見書	46
②財務諸表	47
(2)平成22事業年度	51
①監事の意見書	51
②財務諸表	52

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、平成24年4月1日現在のものです。
2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
3. 当社の事業年度は、各年の4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。本説明書中、「平成23事業年度」とは、平成23年4月1日に開始し平成24年3月31日に終了した事業年度をいい、他の表記もその例にならいます。

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1 新規発行債券

銘 柄	広島県・広島市折半保証 第 6 回広島高速道路債券	債券の総額	金 10,000 百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 25 年 2 月 20 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金 に振替充当する。申込証拠金に は利息を付けない。
利率	年 0.791%	払込期日	平成 25 年 2 月 28 日
利 払 日	毎年 2 月 28 日及び 8 月 28 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成 35 年 2 月 28 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、平成 25 年 8 月 28 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 2 月 28 日及び 8 月 28 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p style="text-align: center;">別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1 償還金額</p> <p style="text-align: center;">各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 35 年 2 月 28 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p style="text-align: center;">別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。		

保 証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 平成 24 年 3 月 16 日議決、広島市 平成 24 年 3 月 22 日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。
財 務 上 の 特 約	担保提供制限 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項 該当事項なし
取 得 格 付	該当事項なし
摘 要	<p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の平成 25 年 2 月 20 日付広島県・広島市折半保証第 6 回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 株式会社広島銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p>

<p>摘 要</p>	<p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか、債権者集会の手續の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>摘 要</p>	<p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)当社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの 条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	5,000	1 引受人は 本債券 の全額 につき、 共同し て買取 引受を 行う。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	5,000	2 本債券の 引受手 数料は 各債券 の金額 100円に つき金 30銭と する。
	計		10,000	
債券に関 する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000円	33,100,000円	9,966,900,000円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額9,966,900,000円は、公社法第21条第1項及び広島高速道路公社定款（以下「定款」という。）第13条第1項に定める道路の新設事業に係る借換資金の支出に、その全額を平成25年3月末までに充当する予定です。

第二部 法人情報

第 1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	平成 21 事業年度	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度
経常収益	5,482	6,674	7,704	8,702	8,692
道路料金収入	3,848	4,053	3,958	7,173	7,766
道路管理費	1,135	1,364	1,451	2,388	2,378
償還準備金繰入 *1	1,538	1,520	1,287	2,366	2,863
償還準備積立金繰入 *2	497	589	2,456	1,024	298
支払利息 *3	1,080	1,067	1,067	1,993	2,067
有利子負債残高 *4	119,974	131,971	147,343	154,937	159,134
償還準備金 *5	10,868	12,387	13,674	16,040	18,904
償還準備積立金 *6	6,548	7,137	9,593	10,617	10,915
基本金 *7	61,275	66,640	72,785	75,375	76,440
純資産額 *8	61,409	66,774	72,919	75,509	76,574
総資産額 *9	292,715	321,268	349,488	354,154	359,072
職員数 *10	87 人	90 人	92 人	78 人	66 人

※1 当会社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

※2 消費税は税込方式によっています。

※3 平成 22 事業年度より、道路料金収入には ETC マイレージ還元負担金収入を計上しています。

主要な経営指標等の説明

- *1 償還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- *2 償還準備積立金繰入＝毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- *3 支払利息＝債券利息＋借入金利息（地方公共団体借入金、公営企業金融公庫（現・地方公共団体金融機構。以下同じ。）借入金、市中銀行等借入金）
- *4 有利子負債残高＝道路債券＋地方公共団体借入金＋公営企業金融公庫借入金＋市中銀行等借入金
- *5 償還準備金＝償還準備金繰入の累計
- *6 償還準備積立金＝償還準備積立金繰入の累計
- *7 基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金
- *8 純資産額＝基本金＋剰余金
- *9 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- *10 職員数＝各事業年度 4 月 1 日現在の定員（役員を除く。）

[参考] 広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	平成 21 事業年度	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度
営業中道路に係る収益 A *11	3,915	4,126	3,987	7,235	7,827
営業中道路に係る費用 B *12	2,377	2,606	2,700	4,868	4,964
償還準備金繰入 A-B	1,538	1,520	1,287	2,366	2,863
収支率 B/A *13	60.7%	63.2%	67.7%	67.3%	63.4%
道路資産 C *14	143,876	144,806	145,243	276,291	276,318
償還準備金 D	10,868	12,387	13,674	16,040	18,904
償還準備積立金 E	6,548	7,137	9,593	10,617	10,915
要償還額 C-D-E *15	126,461	125,282	121,975	249,634	246,499
償還率 (D+E)/C *16	12.1%	13.5%	16.0%	9.6%	10.8%

※ 平成 22 事業年度より、*12 営業中道路に係る費用には E T C マイレージ還元負担金及び E T C マイレージ引当金繰入を計上しております。

広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

*11 営業中道路に係る収益＝道路料金収入＋業務雑収入＋道路部門の業務外収益

*12 営業中道路に係る費用＝道路管理費＋一般管理費（一般管理費、退職給与引当金繰入、減価償却費）＋業務外費用

*13 収支率（％）＝（営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益）×100

*14 道路資産＝営業中道路投資額

*15 要償還額＝道路資産－償還準備金－償還準備積立金

*16 償還率（％）＝（（償還準備金＋償還準備積立金）／道路資産）×100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会（構成：建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団）において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方がとりまとめられました。

平成6年12月にはこの計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市において種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積極的に進めることが合意されました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当社が設立されました。

(2) 当公社設立以降

年 月	事 項
平成 9 年 6 月	広島高速道路公社の設立 安芸府中道路（高速1号線）の都市計画の決定
平成 9 年 9 月	広島高速道路（4路線）の整備計画及び工事実施計画の許可（建設大臣）
平成 9 年 10 月	高速1号線（馬木～間所間）4.2kmの供用（一般有料道路安芸府中道路から高速1号線へ移行（広島県道路公社から道路取得））
平成 11 年 3 月	東部線（高速5号線）の都市計画の決定 安芸府中道路の都市計画の変更 府中仁保道路（高速2号線）の都市計画の変更
平成 11 年 12 月	広島西風新都線（高速4号線）の都市計画の変更
平成 12 年 3 月	高速3号線（仁保～宇品間）2.6kmを供用
平成 12 年 9 月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第1回変更（高速5号線の追加）許可（建設大臣）
平成 13 年 3 月	東部線の都市計画の変更 府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 7 月	府中仁保道路の都市計画の変更
平成 13 年 10 月	高速4号線（中広～沼田間）4.9kmを供用
平成 18 年 2 月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第2回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣）
平成 18 年 10 月	高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）2.3kmを供用 高速1号線都市高速広島東料金所 ETC（自動料金収受システム）運用開始
平成 18 年 12 月	安芸府中道路の都市計画の変更
平成 19 年 7 月	広島南道路（高速3号線）の都市計画の変更
平成 20 年 4 月	ETCの運用を開始
平成 22 年 4 月	高速2号線（温品～仁保間）5.9km、高速3号線（宇品～吉島間）2.2kmを供用 全料金所で無線通行によるETC運用開始 新たな料金制度（対距離料金制）・割引制度の導入

3 事業の内容

(1) 当社の概要

- ① 目的 当社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 広島県、広島市
- ③ 基本財産 76,440 百万円（設立団体が 2 分の 1 ずつ出資）
（基本金）
- ④ 業務の範囲 当社は、公社法及び定款により、次の業務を行います。
 - ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
 - イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業
 - ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号。以下「公社法施行令」という。）第 4 条で定める施設の建設及び管理
 - エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他公社法施行令第 5 条に定める施設（以下「事務所等」という。）の建設及び管理
 - キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
 - ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務

(2) 国及び広島県、広島市との関係

①公社法に基づく主な認可、承認等

ア 設立の認可（公社法第 8 条、第 9 条）

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

当社は、平成 9 年 3 月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年 5 月 30 日に建設大臣（当時）の設立認可を受け、同年 6 月 3 日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更（公社法第 5 条、第 22 条）

当社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ウ 役員任命（公社法第 13 条）

当社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

エ 予算、事業計画及び資金計画（公社法第 24 条）

当社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

オ 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

当社は、毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完了後 2 ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

カ 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

キ 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

ク 監督権限（公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

②道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下この項において「特措法」という。）に基づく主な許可等

ア 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

イ 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

当社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③広島県又は広島市による監査

ア 広島県又は広島市監査委員による監査

当社は、地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項に基づき、広島県又は広島市の監査委員による監査の対象となっております。

直近では、平成 23 年 12 月に平成 22 年度事業を対象とした広島県の監査委員による監査を受けています。

イ 広島県又は広島市の包括外部監査人による監査

当社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、広島県又は広島市の包括外部監査人による監査の対象となっております。

〔参考〕当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。

当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

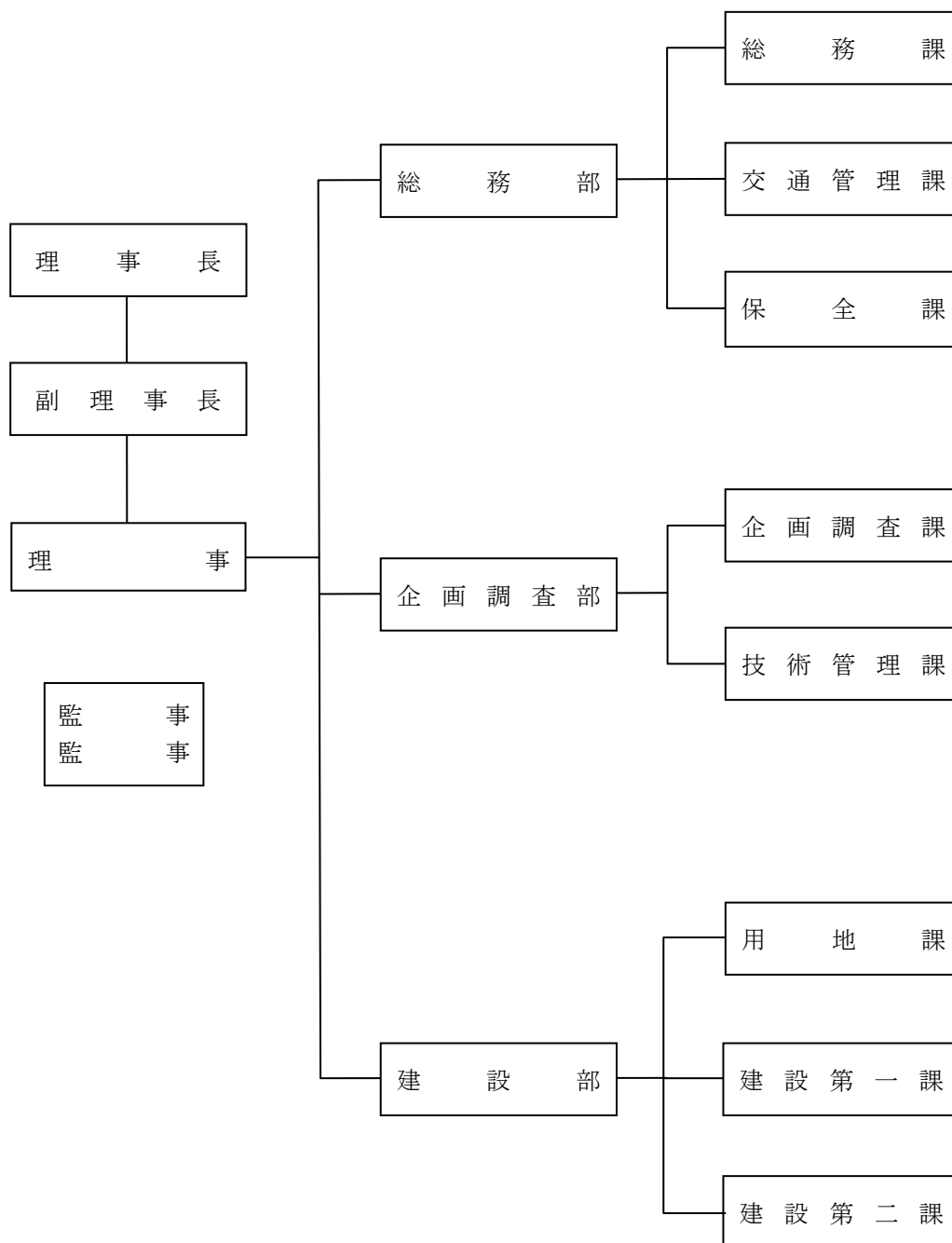
地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができるものと規定しています。当公社は、この法人に該当し、広島県及び広島市の監査を受けています。

地方自治法第 252 条の 37 では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、前段同様当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができるものと規定しています。当公社は、この法人に該当し、広島市の包括外部監査人による監査を受けています。

(3) 当会社の組織

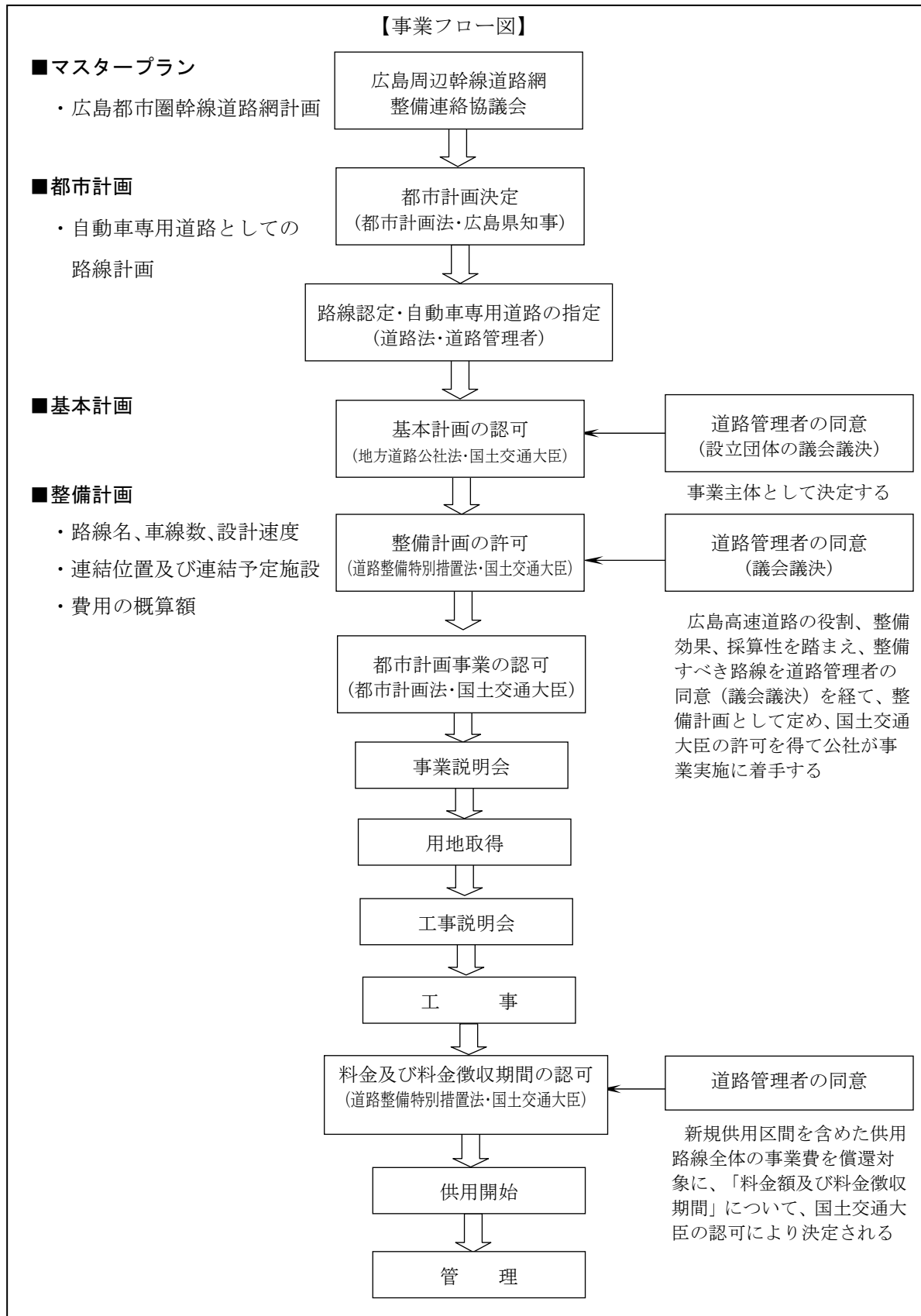
当会社における組織体制は、以下のとおりです。

(平成 25 年 1 月 21 日現在)



(4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



(5) 当公社の事業の概要

当公社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

①事業計画

ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

基本計画			(参考)
路線名 (道路法上の名称)	管理の区間		都市計画法上の 名称
	起点	終点	
広島高速1号線 (県道広島東インター線)	広島市 東区福田町	広島市 東区温品二丁目	安芸府中道路
広島高速2号線 (県道府中仁保線)	広島市 東区温品町	広島市 南区仁保沖町	府中仁保道路
広島高速3号線 (市道広島南道路)	広島市 南区仁保沖町	広島市 西区商工センター一丁目	広島南道路
広島高速4号線 (市道西1区広島西風新都線) (市道西3区広島西風新都線) (市道安佐南4区広島西風新都線) (市道安佐南4区518号線) (市道佐伯1区380号線)	広島市 西区中広町一丁目	広島市 佐伯区五日市町石内	広島西風新都線
広島高速5号線 (県道温品二葉の里線)	広島市 東区温品町	広島市 東区二葉の里三丁目	東部線

広島高速道路は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路、広島西風新都線、東部線(安芸府中道路～広島駅北口間)の5路線と、今後、都市計画決定等の計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしている東部線(広島駅北口～広島西風新都線間)、南北線(仮称)、草津沼田道路の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

広島高速1号線	山陽自動車道 広島東 I C
広島高速2号線	広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)
広島高速3号線	東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して) 西方面 広島岩国道路(広島南道路を介して)
広島高速4号線	山陽自動車道 五日市 I C
広島高速5号線	山陽自動車道 広島東 I C(広島高速1号線を介して)

広島高速道路ネットワーク



高速2号線
(温品～仁保)
H22. 4. 26 供用開始

高速3号線Ⅱ期
(宇品～吉島)
H22. 4. 26 供用開始

凡例	基本計画路線	-----■
	整備計画路線	■■■■■
	供用区間	■■■■■
	事業中区間	■■■■■
	公共事業整備区間	■■■■■
	計画検討路線	●●●●●

イ 整備計画

広島高速道路の整備計画※1は、広島高速1号線から5号線の5路線 延長29.0kmを、総事業費約3,780億円で、平成25年度末までに建設することとしています。

路線名	区間	工期	延長※2 (km)	事業費 (億円)
広島高速1号線 (安芸府中道路)	県道 広島東インター線	広島市東区福田町～ 東区温品二丁目	H9～H21 (H9, H18 供用)	(6.5) 6.5
広島高速2号線 (府中仁保道路)	県道 府中仁保線	広島市東区温品町～ 南区仁保沖町	H11～H25 (H22 供用)	(5.9) 5.9
広島高速3号線 (広島南道路)	市道 広島南道路	広島市南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	H9～H25 (H11, H22 供用)	(4.8) 7.7
広島高速4号線 (広島西風新都線)	市道 広島西風新都線	広島市西区 中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大字大塚	H9～H21 (H13 供用)	(4.9) 4.9
広島高速5号線 (東部線)	県道 温品二葉の里線	広島市東区温品町～ 東区二葉の里三丁目	H12～H25	4.0
計			(22.1) 29.0	約3,780

※1 現行整備計画は、平成18年2月に国土交通大臣の許可を得ています。

※2 延長の()は、供用延長で内書きです。

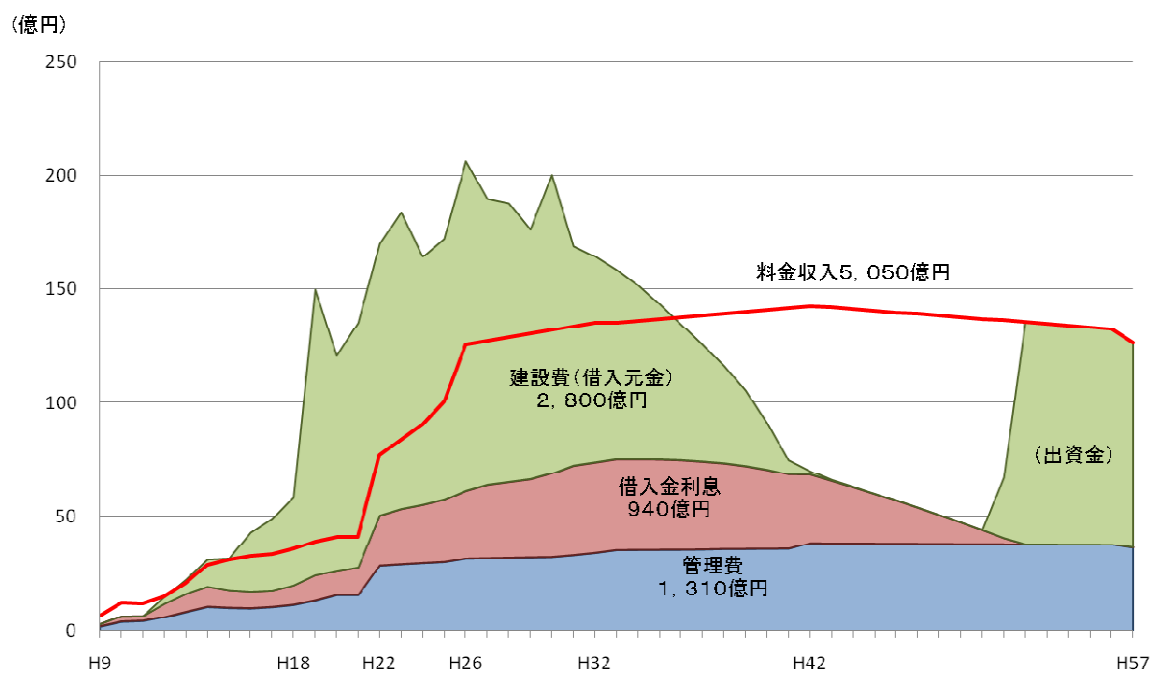
広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

路線名	広島高速1号線 広島高速2号線 広島高速4号線 広島高速5号線	広島高速3号線
車線数	4車線※	
道路の区分	道路構造令第2種第2級	道路構造令第2種第1級
設計速度	60km/h	80km/h
一車線の幅員	3.25m	3.50m

※ 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、暫定的に二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ、残りの二車線を完成するものとしています。

ウ 収支計画

料金認可（平成 22 年 4 月）における収支計画のイメージ図は、次のとおりとなっています。



※ 料金認可（平成 22 年 4 月）の値を使用し、平成 22 年 4 月 26 日までに投下した事業（広島高速 1 号線、2 号線、3 号線（仁保～吉島）、4 号線）の建設・管理に要する費用の収支計画をイメージとして作成しています。

換算起算日（全路線の平均的開通日・平成 18 年 3 月）から 40 年間で償還が完了する計画です。

②管理の概要

ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速1号線の広島東ICから温品JCTまでの区間約6.5km、広島高速2号線の温品JCTから仁保JCTまでの区間約5.9km、広島高速3号線の仁保JCTから吉島までの区間約4.8km、広島高速4号線の中広から沼田までの区間約4.9kmの計約22.1kmです。

広島高速1号線	区間	広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで		
	構造基準	道路構造令第2種第2級		
	道路規模	供用延長	約6.5km	
		車線数	往復分離4車線	
		幅員	一車線幅員 3.25m	
供用開始日	平成9年10月1日（広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで） 平成18年10月16日（広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで）			
広島高速2号線	区間	広島市東区温品町から広島市南区仁保沖町まで		
	構造基準	道路構造令第2種第2級		
	道路規模	供用延長	約5.9km	
		車線数	※往復分離4車線	
		幅員	一車線幅員 3.25m	
供用開始日	平成22年4月26日			
※ 広島市南区東雲三丁目から広島市南区仁保四丁目までの区間は二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。				
広島高速3号線	区間	広島市南区仁保沖町から広島市中区光南四丁目まで		
	構造基準	道路構造令第2種第1級		
	道路規模	供用延長	約4.8km	
		車線数	※往復分離4車線	
		幅員	一車線幅員 3.25m又は3.50m	
供用開始日	平成12年3月19日 （広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで） 平成22年4月26日 （広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目まで）			
※ 広島市南区宇品海岸三丁目から広島市中区光南四丁目までの区間は二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとする。				
広島高速4号線	区間	広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区沼田町大字大塚まで		
	構造基準	道路構造令第2種第2級		
	道路規模	供用延長	約4.9km	
		車線数	往復分離4車線	
		幅員	一車線幅員 3.25m	
供用開始日	平成13年10月2日			

通 行 条 件	速 度 制 限	本線部分：60km/h、ランプ部分：40km/h・50km/h・60km/h		
	車 両 制 限	車両制限令第3条による。ただし、特別に許可を受けた車両は除く。		
		重 量	総重量	25 t
			軸 重	10 t
		寸 法	幅	2.5m
			高 さ	4.1m
長 さ	12.0m			

③都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

しかし、現実には都市内の道路網が完成しているわけではありません。限られた予算の中で、計画されているすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④当会社の料金制度

一般道路は税金でつくられていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で道路をつくり利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度(昭和27年)が制定され、広島高速道路もこの制度によって建設されています。

ア 通行料金決定の基本的な考え方

(ア)償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用(建設費、維持管理費及び借入金利息)を賄うこと(営利目的でないことから、利潤は含んでいません。)

(イ)公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

イ 料金の決定手続き

当社が作成した料金案について、道路管理者(広島県・広島市)の同意を得たうえで、国土交通大臣の認可を得る手続きが必要となります。

当社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して始めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期により料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料金プール制が採用されています。

エ 料金制

供用している広島高速道路4路線では、平成22年4月、広島高速2号線、3号線Ⅱ期の新規供用に伴い、距離に応じて料金を定めた「対距離料金制」を採用しています。これは、「対距離料金制」が距離に応じた公平で使いやすい料金体系であること、短い区間でも利用しやすい料金とすることが可能であり、高速道路の有効活用が図られること、これまでの供用区間の料金の据え置きが可能となることによるものです。

オ 料金收受期間

広島高速道路の料金收受期間は、換算起算日から40年以内とされています。

料金收受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、これでは後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金收受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

(6) 広島高速道路の料金

①料金表

○ 広島高速 1 号線、広島高速 2 号線、広島高速 3 号線

(単位：円)

550 700		550 700	550 700	550 700		450 550		300 350			都市高速 広島東 福田	
550 700		550 700	550 700	500 650		350 450		200 250		馬木		
550 700		550 700	550 700	400 500		250 300		50 100	温品			
									間所	150 300	400 700	600 950
550 700		550 700	450 550	250 300		150 200	矢賀					
							府中	350 550		500 850	750 1,250	900 1,500
550 700		450 550	300 350	150 200	大州							
				東雲	350 550			500 850		850 1,400	1,050 1,800	1,150 1,950
450 550		150 200	※仁保 仁保JCT		600 950			900 1,500		1,150 1,950	1,150 1,950	1,150 1,950
		宇品	350 550		900 1,500			1,150 1,950		1,150 1,950	1,150 1,950	1,150 1,950
150 200	出島											
吉島	350 550		900 1,500		1,150 1,950			1,150 1,950		1,150 1,950	1,150 1,950	1,150 1,950

※「仁保」入口から広島高速 1 号線、2 号線方面の通行はできません。また、高速 1 号線、2 号線方面から「仁保」出口への通行はできません。ただし「仁保 J C T」（海田大橋又は広島呉道路）方面から広島高速 1 号線、2 号線方面へは通行できます。

※「仁保」出入口と坂料金所（広島呉道路）の間、「仁保」出入口と海田料金所（海田大橋）の間は、広島高速道路の通行料金は不要です。

○ 高速 4 号線

(単位：円)

300 400	沼田
中広	650 1,100

凡例

上段/軽自動車等 下段/普通車	出入口名
出入口名	上段/大型車 下段/特大車

②障害者割引

障害者が自ら運転する場合及び、重度の障害者、重度の知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に対し、現金又はE T Cで徴収する通行料金を 50%割引します。

③E T Cの料金割引

ア 時間帯割引

最大 10%割引 (6 時～9 時、17 時～20 時)

イ 乗継割引

最大 400 円割引 (広島高速 1、2、3 号線と広島高速 4 号線との乗継 (90 分以内))

ウ マイレージサービス

利用頻度に応じた割引 (一般利用者向け)

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	100 円につき
1 通行ごと 100 円につき 1 ポイント※	5 千円以下の部分	0 ポイント
	5 千円を超え 1 万円以下の部分	3 ポイント
	1 万円を超え 2 万円以下の部分	6 ポイント
	2 万円を超え 3 万円以下の部分	12 ポイント
	3 万円を超えた部分	19 ポイント

エ コーポレート割引

利用頻度に応じた割引 (事業者向け)

月間利用額区分	通常割引率
5 千円以下の部分	0%
5 千円を超え 1 万円以下の部分	4%
1 万円を超え 2 万円以下の部分	7%
2 万円を超え 3 万円以下の部分	12%
3 万円を超えた部分	18%

オ 路線バス割引

事前登録した路線バスがE T Cを利用する際 30%割引

(7) 当会社の資金調達について

①現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

	無利子貸付金	出資金	特別転貸債	民間等借入金	計
	無利子資金		有利子資金		
資金計画	約 1,200 億円	約 820 億円	約 1,070 億円	約 690 億円	約 3,780 億円
平成 23 事業 年度末まで	1,118 億円	764 億円	1,001 億円	648 億円	3,531 億円

②各資金の内容及び借入(受入)状況

ア 無利子貸付金

当社は、道路整備特別措置法第 20 条の規定により、国から無利子貸付金(有料道路整備資金貸付金)の貸付けを受けています(公社法第 28 条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています。)。その償還期間は 20 年(うち据置 5 年)です。

平成 23 事業年度末における無利子貸付金借入総額は、111,756,000 千円で、このうち借入残高は、89,856,309 千円です。

イ 出資金

当社は公社法第 4 条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。平成 23 事業年度末における出資金受入総額(基本財産の額)は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

広島県	38,220,000 千円
広島市	38,220,000 千円
計	76,440,000 千円

ウ 特別転貸債

当社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます。その償還期間は 20 年(うち据置 5 年)です。

平成 23 事業年度末における特別転貸債借入総額は、次のとおりです。

広島県	50,070,000 千円
広島市	50,070,000 千円
計	100,140,000 千円

このうち借入残高は、82,806,165 千円です。

エ 民間等借入金

当社が市中銀行等から調達するもので、調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。なお、平成 19 事業年度からは市場公募債による資金調達も行っています。

平成 23 事業年度末における民間等借入金借入総額は、114,749,000 千円（建設事業費として 64,824,000 千円、元金償還へ充当する借換資金として 49,925,000 千円）で、このうち借入残高は 76,332,869 千円です。

③本債券における設立団体の債務保証について

ア 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができるものとされています。

なお、「地方道路公社法の施行について」（昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達）記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
 - (イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させること
- とされています。

イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、平成 24 年 3 月 16 日に広島県議会、同年 3 月 22 日に広島市議会の議決を経ています。

平成 24 年度広島県一般会計予算（平成 24 年 3 月 16 日可決）－抜粋－

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証	平成 24 年度から 平成 44 年度まで	9,294,358 千円

平成 24 年度広島市一般会計予算（平成 24 年 3 月 22 日可決）－抜粋－

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広島高速道路公社借入資金債務保証金 (平成 24 年度有料道路事業分)	平成 24 年度から 平成 44 年度まで	9,294,358 千円

4 関係会社の状況

当会社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

	平成23事業年度	平成24事業年度	増減
職員数	66名	70名	4名の増加

※1 上表は、正規職員の定員数（役員を除く。）を記載しています。

※2 平成25年1月21日現在の正規職員の現員数は70名（うち設立団体からの派遣職員43名）です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

平成23事業年度の収益の総額は8,126百万円となっています。そのうち道路料金収入（ETCマイレージ還元負担金収入含む。）が7,766百万円と全体の95.6%を占めています。

道路料金収入は対前年度比592百万円（8.3%）増となりましたが、完成工事高の減少に伴う消費税還付金の減少により業務外収益が730百万円減少し、経常収益合計では対前年度比1.6%の減となっています。

（単位：百万円）

勘定科目	平成22 事業年度	平成23 事業年度	内容
経常収益	8,258	8,126	
業務収入	7,225	7,822	
道路料金収入	7,134	7,705	営業中の高速道路の通行料金収入
ETCマイレージ還元負担金収入	39	61	ETCマイレージサービス還元額を使用した通行料金収入
業務雑収入	52	56	道路占用料、原因者負担金等の収入
業務外収益	1,033	304	消費税還付金、受取利息等
合計	8,258	8,126	

※ 受託業務に関する収入は、当該業務に係る支出と相殺されるため除外しています。

(2) 費用の状況

平成23事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受の委託等に要する事業資産管理費が2,521百万円、営業中道路の借入金等の利息などの業務外費用が2,119百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる2,863百万円は償還準備金繰入に、消費税還付金相当額の298百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成22 事業年度	平成23 事業年度	内容
経常費用	8,258	8,126	
事業資産管理費	2,514	2,521	
道路管理費	2,388	2,378	営業中の高速道路の維持補修、料金収受等の直接費用
ETCマイレージ還元負担金	72	137	ETCマイレージサービス還元額を使用した有料道路利用料金
ETCマイレージ引当金繰入	54	5	当該事業年度において発生したETCマイレージ還元額の所見積額
一般管理費	313	324	
一般管理費	247	259	営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人件費等
その他	67	65	有形固定資産の減価償却費等
償還準備金繰入	2,366	2,863	営業中高速道路の建設に要した借入金返済額のうち当年度回収額
償還準備積立金繰入	1,024	298	道路建設期間中の消費税還付金相当額の当年度繰入額
業務外費用	2,041	2,119	借入金及び債券の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの
合計	8,258	8,126	

※ 受託業務に関する支出は、当該業務に係る収入と相殺されるため除外しています。

(3) 収支状況

平成 23 事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比 133 百万円（1.6%）減の 8,126 百万円となりました。

また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比 96 百万円（2%）増の 4,964 百万円となりました。

その結果、収支差は対前年度比 229 百万円（6.7%）減の 3,162 百万円となり、償還準備金繰入及び償還準備金積立金繰入に計上されました。

（単位：百万円）

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差※	経理処理
8,126 (7,766)	4,964 (2,067)	3,162	償還準備金繰入 償還準備金積立金繰入

※ 収支差には償還準備積立金繰入を含みます。

(4) 資産の状況

平成 23 事業年度末の総資産額は 359,072 百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が 276,318 百万円、建設中の道路投資額が 75,369 百万円で、合計 351,687 百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が 97.9%を占めています。

（単位：百万円）

勘定科目	平成 22 事業年度末	平成 23 事業年度末	内容
流動資産	7,574	6,009	現金・預金、未収金等
固定資産	346,302	352,771	
事業資産	276,291	276,318	
道路	276,291	276,318	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	68,873	75,369	
道路建設仮勘定	68,873	75,369	工事中の高速道路
有形固定資産	1,106	1,054	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
その他	32	30	敷金・保証金、電話加入権等
繰延資産	278	292	債券発行費、借入金取扱諸費、調査費
資産合計	354,154	359,072	

(5) 負債及び資本の状況

平成 23 事業年度末の負債及び資本の総額は 359,072 百万円となっています。主なものは、長期借入金及び道路債券が 235,723 百万円、償還準備金等が 29,819 百万円、設立団体からの出資金（基本金）が 76,440 百万円です。

(単位:百万円)

勘定科目	平成 22 事業年度末	平成 23 事業年度末	内容
流動負債	19,320	16,956	短期借入金、未払金等
固定負債	232,667	235,723	
広島高速道路債券	44,994	55,995	広島高速道路債券の発行残高
地方公共団体借入金	80,621	78,643	設立団体からの借入金の残高
公営企業金融公庫借入金	8,598	8,091	公営企業金融公庫からの借入金の残高
政府借入金	88,141	84,738	国からの借入金の残高
市中銀行等借入金	10,200	8,125	民間金融機関からの借入金の残高
その他	113	131	退職給与引当金、 ETCマイレージ引当金
特別法上の引当金等	26,657	29,819	
償還準備金	16,040	18,904	営業中の高速道路の建設に要した借入金返済額の累計額
償還準備積立金	10,617	10,915	道路建設期間中の消費税還付金相当額の累計額
資本	75,509	76,574	
基本金	75,375	76,440	設立団体からの出資金
剰余金	134	134	負担金等の受入累計額
負債・資本合計	354,154	359,072	

(6) 営業中の道路の償還状況

平成 23 事業年度末の償還準備金等は 29,819 百万円となっていますので、営業中の道路資産 276,318 百万円の 10.8%の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

	道路資産 A	償還準備金等 (償還済額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) $B/A \times 100$	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
平成 22 事業年度	276,291	26,657	249,634	9.6	68,873
平成 23 事業年度	276,318	29,819	246,499	10.8	75,369

(7) 事業の実績

① 建設事業の実績

平成 23 事業年度の実績については、「第 3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

② 管理業務の実績

ア 営業

平成 23 事業年度の広島高速道路の交通量は対前年度比 4.1%増となり、料金収入は対前年度比 8.0%増の 7,765 百万円となっています。

交通量（通行台数）		料金収入*		延長 (km)
年間（千台）	前年度比（%）	年間（百万円）	前年度比（%）	
19,296	104.1	7,765	108.0	22.1

※ 料金収入には ETC マイレージ還元負担金収入を含んでいます。

年度別通行台数及び料金収入状況（平成 9 事業年度～平成 23 事業年度）

事業年度	通行台数（台）			料金収入（千円）		
	年度別合計	日平均	対前年比	年度別合計	日平均	対前年比
H9	2,487,150	13,666	—	580,675	3,191	—
H10	4,999,011	13,696	100.2%	1,148,712	3,147	98.6%
H11	5,012,718	20,904	152.6%	1,159,038	4,771	151.6%
H12	6,790,310	18,603	89.0%	1,483,351	4,064	85.2%
H13	8,252,196	26,750	143.8%	2,056,011	7,273	179.0%
H14	10,377,729	28,432	106.3%	2,817,912	7,720	106.1%
H15	11,168,054	30,514	107.3%	3,086,479	8,433	109.2%
H16	11,550,429	31,645	103.7%	3,237,784	8,870	105.2%
H17	11,822,726	32,391	102.4%	3,343,963	9,162	103.3%
H18	12,201,466	33,429	103.2%	3,515,588	9,632	105.1%
H19	12,633,196	34,517	103.3%	3,848,169	10,514	109.2%
H20	13,197,797	36,158	104.8%	4,052,753	11,103	105.6%
H21	13,908,165	38,105	105.4%	3,957,619	10,843	97.7%
H22	18,490,761	50,660	132.9%	7,173,407	19,653	181.3%
H23	19,296,289	52,722	104.1%	7,765,513	21,217	108.0%
計	142,891,708	—	—	41,461,461	—	—

※1 平成 9 事業年度は、H9.10.1～H10.3.31 間を集計しています。

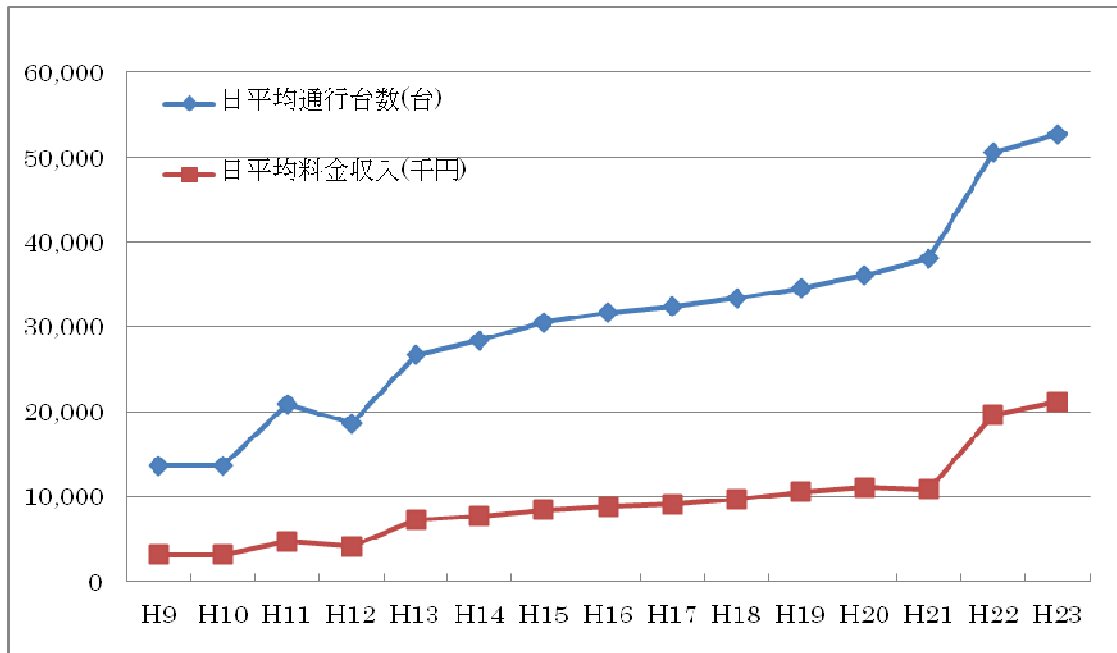
※2 平成 11 事業年度、高速 3 号線供用開始（H12.3.19）

※3 平成 13 事業年度、高速 4 号線供用開始（H13.10.2）

※4 平成 18 事業年度、高速 1 号線延伸区間（広島東～馬木間）供用開始（H18.10.16）

※5 平成 22 事業年度、高速 2 号線及び高速 3 号線（宇品～吉島間）供用開始（H22.4.26）

年度別日平均通行台数及び料金収入状況（グラフ）



イ 管理

高速道路を利用されるお客様の安全かつ円滑な交通を確保するため、24 時間体制で交通状況の監視を行い、事故・災害等の異常発生時には、交通管理隊と協同し迅速に事案処理を行うとともに、警察、消防や他の道路管理者等関係機関と速やかに連絡調整を行い、通行止め、速度規制など必要な措置を実施しました。

ウ 保全

高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しました。

③ 受託事業の実績

平成 23 事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

- ・ 高速 2 号線関連（広島県）
広島高速 2 号線の関連道路の工事を実施しました。
- ・ 高速 3 号線関連（国土交通省等）
広島高速 3 号線関連の橋梁工事等を実施しました。
- ・ 高速 5 号線関連（広島市）
広島高速 5 号線周辺道路整備における景観整備に係る工事を実施しました。

2 対処すべき課題

当社の経営改善について

平成16年5月に「広島高速道路公社経営改善推進本部」（以下「経営改善推進本部」）を設置し、これまで、公社の全組織をあげて「建設管理コストの縮減方策」や「収入増加策」等について検討を行うとともに様々な取り組みを行ってきました。

平成19～21事業年度の3カ年で進めてきた経営改善をさらに継続していくため、平成22～25事業年度の4カ年においても利用者サービスの向上、管理コストの縮減などに努めます。

(1) より一層の利用者サービスの向上

受益者負担の原則に則り、通行料金という形で償還の財源をご負担いただくお客様の満足度をできる限り高めていくことを目指すため、お客様の声をできる限り経営に反映するとともに、経営努力を行い、多様で弾力的な料金施策等の実施が可能となるよう引き続き努めます。

・多様で弾力的な料金施策（割引）の実施

E T Cは料金所でのキャッシュレス・ノンストップ通行を可能とするだけでなく、これまで対応できなかった様々な料金割引施策の実施が可能です。現在の通勤割引、乗継割引等の各種割引の拡充について、交通量の推移を見極めつつ、弾力的な運用の検討を行っています。

(2) 計画的な整備推進と建設・管理コスト縮減

計画的な路線の供用は、収入の安定化に直結し、経営健全化の基本であることを公社職員が十分認識するとともに、工程管理会議等を通じて計画的な供用に向け迅速な対応を図ります。また、これまで取り組んできた建設コストの縮減、事務の効率化等による事務的経費の縮減、道路維持費の縮減についても引き続き実施していきます。

・アセットマネジメントに関する検討

経営改善推進本部内「道路管理費部門経費縮減部会」（旧アセットマネジメント検討会）にて、広島高速道路における効率的・効果的な維持管理の方針を策定し、道路施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図るための検討を行っています。

(3) 施設の有効利用に関する検討

広島高速道路の温品P A及び高架下空間の有効・有益な利用方法について検討を行っています。

・高架下等利用に関する検討会の設置

経営改善推進本部内「施設有効利用部会」（旧高架下等利用に関する検討会）にて、高架下等の有効活用を図るための検討を行っています。

(4) 事業の透明性の向上

これまで行っている、広報誌等や各種イベントへの参加・掲示による広報活動やホームページの充実など取り組みをより強化するとともに投資家に対するI R活動も積極的に行います。

(5) 周辺環境対策の取り組み

既供用区間については、供用後の環境の状況把握に努め、より一層の沿道環境の監視に努めます。

3 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、当公社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当公社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものであります。

(1) 当公社の業績の変動要因について

当公社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当公社は、公社法に基づき設立された機関であり、当公社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。

かかる法律事項等についての詳細は、本説明書の11～13ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、①防災マニュアルの整備、防災訓練の実施等防災体制の強化を図るとともに、②災害対策設備として自家発電設備、関係機関との防災通信設備等の整備を完了しています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても①橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、さらに、②橋桁の落橋防止工事を平成20事業年度内に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当公社の想定以上の自然災害が発生した場合には、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当公社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

5 研究開発活動

当会社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やV Eによる民間技術の活用に積極的に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

直近2事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度	前事業年度比
引当金等繰入	3,390	3,161	93.2%

平成 23 事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約 229 百万円 (6.8%) 減少して約 32 億円となりました。これは、消費税還付金である償還準備積立金繰入の減少等によるものです。

その他の項目の詳細については、「1 業績等の概要」をご覧ください。

(2) 経理の特徴について

当会社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることがあげられます。

①償還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当会社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分かるように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当会社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

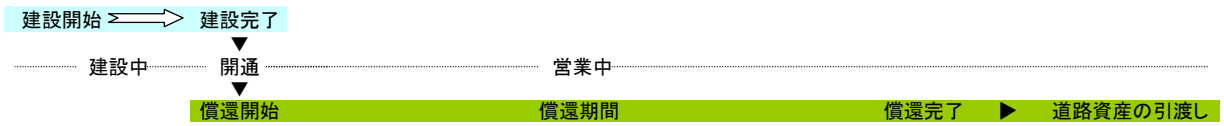
②広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当会社の道路資産は減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的とせず、当会社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則にたてば、当会社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

〔参考〕 貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式の仕組み



■ 貸借対照表

建設中に借入れたお金は道路建設に投下。建設投資額はすべて道路建設仮勘定に計上。

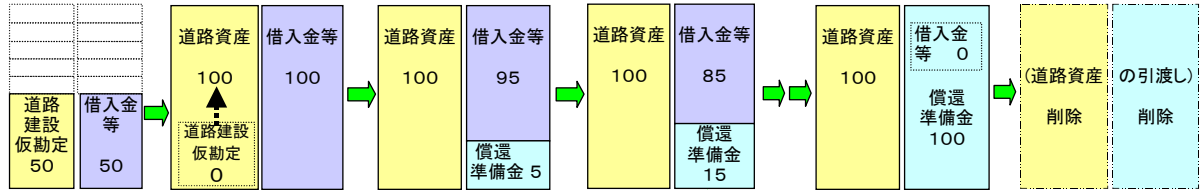
供用時点で道路建設仮勘定は、道路資産に振替え。道路資産は料金収入によって返済されるべき借入金の返済状況を示す(その額は料金徴収期間を通じて減価償却しない)。

損益計算書の償還準備金繰入への計上額は、借入金の返済に充てられる。貸借対照表では、その額だけ借入金残高が減少し償還準備金が増加。

料金徴収期間(償還期間)を通じて、毎年度借入金残高が減少し、償還準備金が増加。

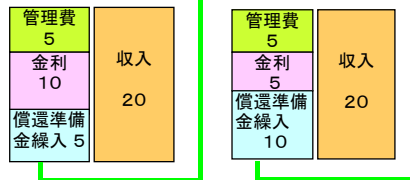
借入金残高がなくなり、道路資産と償還準備金と同額になると償還が完了。

道路は、道路管理者(広島県又は広島市)に引き渡されると同時に、貸借対照表からは道路資産と償還準備金が削除。



■ 損益計算書

供用後は毎年度、料金収入とともに費用(道路管理費や利息など)が発生。収入からこれらの費用を差し引いた額が償還準備金繰入として計上。



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

平成23事業年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

(1) 高速道路建設事業

- ① 広島高速2号線（温品JCT～仁保JCT間約5.9km）
密接関連道路工事等を実施しました。
- ② 広島高速3号線（吉島～観音間約2.9km）
吉島～観音間の高架橋工事等を実施しました。
- ③ 広島高速5号線（温品JCT～二葉の里間約4.0km）
トンネル建設に伴う周辺地域への影響に関する調査業務及び二葉の里地区の工事等を実施しました。

[参考] 高速道路建設事業の実施状況

(単位：百万円)

全体事業費	左の内訳			平成23事業 年度末の進捗率
	平成22事業 年度以前	平成23事業年度	平成24事業 年度以降	
378,000	346,660	6,500	24,840	93.4%

2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

(単位：km、百万円)

路線名	区間	供用延長	建設費
広島高速1号線	広島市東区福田町～ 広島市東区温品二丁目	6.5	69,819
広島高速2号線	広島市東区温品町～ 広島市南区仁保沖町	5.9	100,471
広島高速3号線	広島市南区仁保沖町～ 広島市中区光南四丁目	4.8	68,608
広島高速4号線	広島市中区中広町一丁目～ 広島市安佐南区沼田町大字大塚	4.9	37,420
計		22.1	276,318

3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の平成 24 事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

(1) 高速道路建設事業

①広島高速 2 号線(温品 J C T～仁保間約 5.9km)

前年度に引き続き、密接関連道路工事等を実施します。

②広島高速 3 号線 (吉島～観音間約 2.9km)

前年度に引き続き、吉島～観音間の高架橋工事等を実施します。

③広島高速 5 号線(温品 J C T～二葉の里間約 4.0km)

二葉の里地区の側道及び密接関連道路工事等を実施します。

(2) 平成 24 事業年度建設事業予算

(単位：百万円)

区分	収 入		支 出	
建 設 事 業	出資金	910	業務費	4,074
	無利子貸付金	1,430	高速道路建設費	4,074
	特別転貸債	1,690	一般管理費	506
	市中銀行借入金	1,170	業務外支出	620
	計	5,200	計	5,200

[参考] 平成 24 事業年度予算 (建設事業以外)

(単位：百万円)

管 理 事 業	高速道路料金収入	7,754	維持改良費	600
	業務雑収入	66	業務管理費	2,181
	広島高速道路債券	10,831	一般管理費	293
			業務外支出	15,572
			予備費	5
	計	18,651	計	18,651
受託事業	受託業務収入	788	受託工事費	788
	合 計	19,439	合 計	19,439

第4 法人の状況

1 基本金の推移

(単位:百万円)

	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	平成 21 事業年度	平成 22 事業年度	平成 23 事業年度
広島県出資金	3,533	2,683	3,073	1,295	532
広島市出資金	3,533	2,683	3,073	1,295	532
当期受入額	7,065	5,365	6,145	2,590	1,065
期末残高	61,275	66,640	72,785	75,375	76,440

※1 当社は、公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本金の額)

※2 この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

2 役員状況

(1) 役員の数及び任期

役員の数及び任期については、公社法第5条により、役員の数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く(ただし、定款で副理事長を置かないことができる。)こととされ、その任期は、公社法第14条により、4年を超えることができず、再任されることができ旨定められています。

当社においては、定款第6条及び第9条で、役員の数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任期
理事長	1名	4年(再任されることができ。) *補欠は、前任者の残任期間
副理事長	1名	
理事	4名以内	
監事	2名以内	

(2) 役員任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員 の 状 況

平成 25 年 1 月 21 日 現 在

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理 事 長	^{たか} ^{やま} ^{しげる} 高 山 茂 (昭和 24 年 12 月 28 日)	昭和 48 年 2 月 広島市入庁 平成 18 年 6 月 広島市道路交通局長 平成 21 年 4 月 当公社理事長
副 理 事 長	^{もり} ^{かわ} ^{やす} ^お 森 川 泰 雄 (昭和 27 年 10 月 10 日)	昭和 50 年 4 月 広島県入庁 平成 22 年 4 月 広島県東部建設事務所長 平成 24 年 4 月 当公社副理事長
理 事	^{きり} ^{やま} ^{たか} ^{はる} 桐 山 孝 晴 (昭和 38 年 5 月 26 日)	昭和 63 年 4 月 建設省入省 平成 19 年 7 月 国土交通省総合政策局情報管理部 行政情報化推進課企画専門官 平成 20 年 7 月 当公社理事
監 事 (非常勤)	^{いと} ^{やま} ^{こう} ^{いち} 糸 山 幸 一 (昭和 28 年 8 月 11 日)	昭和 52 年 4 月 広島県入庁 平成 20 年 4 月 広島県健康福祉局総務管理部長 平成 22 年 4 月 広島県会計管理者(兼)会計管理部長 (当公社監事)
監 事 (非常勤)	^{ふじ} ^{おか} ^{けん} ^じ 藤 岡 賢 司 (昭和 27 年 9 月 29 日)	昭和 50 年 4 月 広島市入庁 平成 22 年 11 月 広島市環境局長 平成 24 年 4 月 広島市会計管理者 (当公社監事)

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)設立団体による監督等、(3)広島高速道路公社運営会議、(4)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の11～13ページをご参照ください。

(2) 設立団体による監督等

設立団体による監督等については、本説明書の11～13ページをご参照ください。

(3) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事、広島市長、国土交通省中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年1回開催しています。

(4) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、公社の業務を監査し、理事会に出席し意見を述べること、また財務諸表及び決算報告書に関する意見を述べることとされています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

2 財務諸表の提出

当社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出にあたっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見をつけることとされています。

なお、当社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、平成23事業年度、平成22事業年度の順で掲載しています。

(1) 平成23事業年度

- ①監事の意見書
- ②財務諸表

(2) 平成22事業年度

- ①監事の意見書
- ②財務諸表

(1) 平成 23 事業年度

①監事の意見書

平成 23 事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第 20 条第 1 項に基づき、平成 23 事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

平成 24 年 5 月 23 日

広島高速道路公社
理事長 高山 茂 様

広島高速道路公社 監事

桑山 幸一 (印)

広島高速道路公社 監事

藤岡 賢司 (印)

②財務諸表

平成23事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成24年3月31日現在

区 分	資 産 の 部 訳		金 額	金 額
	内 容	金 額		
流動資産			円	円
現金・預金				6,008,970,992
未収金	現金 道路料金収入ほか 普通預金 広島銀行県庁支店	11,914,740 2,767,006,351		2,778,921,091
前払費用	地方公共団体借入金(特別転貸債) 消費税還付金 道路料金収入 その他の未収金	2,185,000,000 32,184,516 733,481,837 275,194,335		3,225,860,688
固定資産				4,189,213
事業資産	本社事務所及び本社事務所駐車場借上料ほか	4,189,213		352,771,451,428
道路			276,317,962,387	276,317,962,387
事業資産建設仮勘定	広島高速1号線 東区福田町～東区温品二丁目 広島高速2号線 東区温品町～南区仁保沖町 広島高速3号線 南区仁保沖町～中区光南四丁目 広島高速4号線 西区中広町一丁目～安佐南区沼田町大字大塚	69,819,159,532 100,470,551,702 68,608,425,316 37,419,825,837		75,369,353,054
道路建設仮勘定			75,369,353,054	
有形固定資産				1,054,198,755
建物	広島高速2号線 広島高速3号線 広島高速4号線 広島高速5号線	313,941,184 17,543,184,905 3,730,000 57,508,496,965		
車両・運搬具	事務所建物 6棟 その他の建物 7棟	819,170,754 231,270,720	1,050,441,474	
工具・器具・備品	自動車 17台 備品等 52件	707,863 3,049,418	707,863 3,049,418	
無形固定資産	電話加入権 その他の無形固定資産	4,646,480 931,000	4,646,480 931,000	5,577,480
投資その他の資産	システムソフトウェア	931,000		24,359,752
敷金・保証金	事務所等敷金	24,359,752	24,359,752	
繰延資産				291,699,139
債券発行費	広島高速道路債券に係る発行手数料	146,404,455		146,404,455
借入金取扱諸費	市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料	52,234,024		52,234,024
調査費	高速道路建設に係る調査費	93,060,660		93,060,660
	資 産 の 部 合 計			359,072,121,559

区 分	負 債 の 部 訳		金 額	金 額
	内 容	要 要		
流 動 負 債			円	円
短期借入金				16,955,698,342
未 払 金	公社借入金のうち、償還日が1年以内に到来するもの		13,398,436,072	13,398,436,072
	業務費		2,845,167,811	
	維持改良費		302,667,730	
	業務管理費		169,469,026	
	一般管理費		13,452,865	
	その他		29,743,624	
未 払 費 用	公社借入金に係る平成23年度中の未払利息等		181,195,510	181,195,510
預 り 金	所得税・住民税・社会保険料、契約保証金等		15,565,704	15,565,704
固 定 負 債				235,722,897,550
広島高速道路債券	広島高速道路債券		55,995,133,334	55,995,133,334
地方公共団体借入金	広島県借入金(特別転貸債)		39,321,573,916	
	広島市借入金(特別転貸債)		39,321,573,916	
公営企業金融公庫借入金	公営企業金融公庫借入金		8,090,754,206	8,090,754,206
政府借入金	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)		35,712,521,360	
	政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)		49,025,483,306	
市中銀行等借入金	市中銀行等借入金(有料道路事業)		8,125,000,000	8,125,000,000
退職給与引当金	役職員の退職手当引当金		71,119,232	71,119,232
ETCマイレージ引当金	ETCマイレージ引当金		59,738,280	59,738,280
特別法上の引当金等				29,819,053,137
償還準備金	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)		18,903,738,445	18,903,738,445
償還準備積立金	消費税還付金		10,915,314,692	10,915,314,692
	負 債 の 部 合 計			282,497,649,029
	正 味 財 産			76,574,472,530

平成23事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成24年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	6,008,970,992	流 動 負 債	16,955,698,342
現金・預金	2,778,921,091	短期借入金	13,398,436,072
未収金	3,225,860,688	未払金	3,360,501,056
前払費用	4,189,213	未払費用	181,195,510
固 定 資 産	352,771,451,428	預り金	15,565,704
事業資産	276,317,962,387	固 定 負 債	235,722,897,550
道 路	276,317,962,387	広島高速道路債券	55,995,133,334
事業資産建設仮勘定	75,369,353,054	地方公共団体借入金	78,643,147,832
道路建設仮勘定	75,369,353,054	公営企業金融公庫借入金	8,090,754,206
有形固定資産	1,054,198,755	政 府 借 入 金	84,738,004,666
建 物	1,050,441,474	市中銀行等借入金	8,125,000,000
車両・運搬具	707,863	退職給与引当金	71,119,232
工具・器具・備品	3,049,418	ETCマイレージ引当金	59,738,280
無形固定資産	5,577,480	特別法上の引当金等	29,819,053,137
電 話 加 入 権	4,646,480	償 還 準 備 金	18,903,738,445
その他の無形固定資産	931,000	償還準備積立金	10,915,314,692
投資その他の資産	24,359,752	(負 債 合 計)	282,497,649,029
敷金・保証金	24,359,752		
繰 延 資 産	291,699,139	基 本 金	76,440,000,000
債券発行費	146,404,455	地方公共団体出資金	76,440,000,000
借入金取扱諸費	52,234,024	剰 余 金	134,472,530
調 査 費	93,060,660	利益剰余金	134,472,530
		準 備 金	134,472,530
		(資 本 合 計)	76,574,472,530
資 産 合 計	359,072,121,559	負 債 ・ 資 本 合 計	359,072,121,559

(注) 未収金には地方公共団体借入金21億8千5百万円を含んでいる。

平成23事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成23年4月 1日から
平成24年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	8,691,811,216	経常収益	8,691,811,216
事業資産管理費	2,520,562,298	業務収入	7,821,798,823
道路管理費	2,377,609,924	道路料金収入	7,704,938,164
ETCマイレージ還元負担金	137,492,564	ETCマイレージ還元負担金収入	60,575,149
ETCマイレージ引当金繰入	5,459,810	業務雑収入	56,285,510
一般管理費	324,287,566	受託業務収入	566,288,884
一般管理費	259,449,168	受託業務収入	566,288,884
退職給与引当金繰入	12,722,392	業務外収益	303,723,509
減価償却費	52,116,006	受取利息	2,216,906
引当金等繰入	3,161,620,032	雑益	301,506,603
償還準備金繰入	2,863,271,331		
償還準備積立金繰入	298,348,701		
受託業務費	566,288,884		
受託業務費	566,288,884		
業務外費用	2,119,052,436		
債券利息	572,831,489		
借入金利息	1,493,750,359		
債券発行費償却	11,103,295		
借入金取扱諸費償却	12,682,964		
雑損	28,684,329		
合計	8,691,811,216	合計	8,691,811,216

(2) 平成 22 事業年度


①監事の意見書


平成 22 事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第 20 条第 1 項に基づき、平成 22 事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

平成 23 年 5 月 23 日

広島高速道路公社
理事長 高山 茂 様

広島高速道路公社 監事 堀内雅晴 

広島高速道路公社 監事 糸山幸一 

②財務諸表

平成22事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成23年3月31日現在

区 分	資 産 の 部		金 額	金 額
	内	訳		
	摘	要	円	円
流動資産				
現金・預金				7,574,190,317
	現金	道路料金収入ほか	9,249,900	901,346,894
		普通預金 広島銀行県庁支店	392,096,994	
		定期預金 もみじ銀行本店営業部	500,000,000	
未収金				6,668,581,010
		地方公共団体借入金(特別転貸債)	4,810,000,000	
		消費税還付金	790,816,145	
		道路料金収入	680,170,674	
		その他の未収金	387,594,191	
前払費用				4,262,413
		本社事務所及び本社事務所駐車場借上料ほか	4,262,413	
固定資産				346,301,958,721
事業資産				276,290,979,487
道路			276,290,979,487	
		広島高速1号線 東区福田町～東区温品二丁目	69,792,176,632	
		広島高速2号線 東区温品町～南区仁保沖町	100,470,551,702	
		広島高速3号線 南区仁保沖町～中区光南四丁目	68,608,425,316	
		広島高速4号線 西区中広町一丁目～安佐南区沼田町大字大塚	37,419,825,837	
事業資産建設仮勘定				68,873,359,471
道路建設仮勘定			68,873,359,471	
		広島高速2号線	113,756,250	
		広島高速3号線	11,943,411,162	
		広島高速5号線	56,816,192,059	
有形固定資産			1,099,218,056	1,105,932,031
建物			1,099,218,056	
		事務所建物 6棟	857,048,195	
		その他の建物 7棟	242,169,861	
車両・運搬具			2,971,749	
		自動車 18台	2,971,749	
工具・器具・備品			3,742,226	
		備品等 52件	3,742,226	
無形固定資産				6,973,980
電話加入権			4,646,480	
		電話加入権 46件	4,646,480	
その他の無形固定資産			2,327,500	
		システムソフトウェア	2,327,500	
投資その他の資産			24,713,752	24,713,752
敷金・保証金			24,713,752	
		事務所等敷金	24,713,752	
繰延資産				277,689,132
債券発行費			125,576,052	125,576,052
		広島高速道路債券に係る発行手数料	125,576,052	
借入金取扱諸費			80,097,150	80,097,150
		市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料	80,097,150	
調査費			72,015,930	72,015,930
		高速道路建設に係る調査費	72,015,930	
		資 産 の 部 合 計		354,153,838,170

区 分	負 債 の 部		金 額	金 額
	内 容	訳 金 額		
流 動 負 債			円	
短期借入金				19,319,581,115
未 払 金	公社借入金のうち、償還日が1年以内に到来するもの	14,928,085,555		14,928,085,555
	業務費	3,683,925,168		4,201,642,904
	維持改良費	294,263,822		
	業務管理費	184,456,485		
	一般管理費	14,700,277		
	その他	24,297,152		
未 払 費 用	公社借入金に係る平成22年度中の未払利息等	173,501,677		173,501,677
預 り 金	所得税・住民税・社会保険料、契約保証金等	16,350,979		16,350,979
固 定 負 債				232,667,351,420
広島高速道路債券	広島高速道路債券	44,994,333,334		44,994,333,334
地方公共団体借入金	広島県借入金(特別転貸債)	40,310,582,252		80,621,164,504
	広島市借入金(特別転貸債)	40,310,582,252		
公営企業金融公庫借入金	公営企業金融公庫借入金	8,597,869,329		8,597,869,329
政府借入金	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)	35,237,810,641		88,141,308,943
	政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)	52,903,498,302		
市中銀行等借入金	市中銀行等借入金(有料道路事業)	10,200,000,000		10,200,000,000
退職給与引当金	役職員の退職手当引当金	58,396,840		58,396,840
ETCマイレージ引当金	ETCマイレージ引当金	54,278,470		54,278,470
特別法上の引当金等				26,657,433,105
償還準備金	広島高速1・2・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	16,040,467,114		16,040,467,114
償還準備積立金	消費税還付金	10,616,965,991		10,616,965,991
負 債 の 部 合 計				278,644,365,640
正 味 財 産				75,509,472,530

平成22事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成23年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	7,574,190,317	流 動 負 債	19,319,581,115
現 金 ・ 預 金	901,346,894	短 期 借 入 金	14,928,085,555
未 収 金	6,668,581,010	未 払 金	4,201,642,904
前 払 費 用	4,262,413	未 払 費 用	173,501,677
固 定 資 産	346,301,958,721	預 り 金	16,350,979
事 業 資 産	276,290,979,487	固 定 負 債	232,667,351,420
道 路	276,290,979,487	広 島 高 速 道 路 債 券	44,994,333,334
事 業 資 産 建 設 仮 勘 定	68,873,359,471	地 方 公 共 団 体 借 入 金	80,621,164,504
道 路 建 設 仮 勘 定	68,873,359,471	公 営 企 業 金 融 公 庫 借 入 金	8,597,869,329
有 形 固 定 資 産	1,105,932,031	政 府 借 入 金	88,141,308,943
建 物	1,099,218,056	市 中 銀 行 等 借 入 金	10,200,000,000
車 両 ・ 運 搬 具	2,971,749	退 職 給 与 引 当 金	58,396,840
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	3,742,226	E T C - マ イ レ ー ジ 引 当 金	54,278,470
無 形 固 定 資 産	6,973,980	特 別 法 上 の 引 当 金 等	26,657,433,105
電 話 加 入 権	4,646,480	償 還 準 備 金	16,040,467,114
其 他 の 無 形 固 定 資 産	2,327,500	償 還 準 備 積 立 金	10,616,965,991
投 資 其 他 の 資 産	24,713,752	(負 債 合 計)	278,644,365,640
敷 金 ・ 保 証 金	24,713,752		
繰 延 資 産	277,689,132	基 本 金	75,375,000,000
債 券 発 行 費	125,576,052	地 方 公 共 団 体 出 資 金	75,375,000,000
借 入 金 取 扱 諸 費	80,097,150	剰 余 金	134,472,530
調 査 費	72,015,930	利 益 剰 余 金	134,472,530
		準 備 金	134,472,530
		(資 本 合 計)	75,509,472,530
資 産 合 計	354,153,838,170	負 債 ・ 資 本 合 計	354,153,838,170

(注) 未収金には地方公共団体借入金48億1千万円を含んでいる。

平成22事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	8,701,813,228	経常収益	8,701,813,228
事業資産管理費	2,514,004,555	業務収入	7,225,455,022
道路管理費	2,387,799,503	道路料金収入	7,134,271,864
ETCマイレージ還元負担金	71,926,582	ETCマイレージ還元負担金収入	39,135,328
ETCマイレージ引当金繰入	54,278,470	業務雑収入	52,047,830
一般管理費	313,360,452	受託業務収入	443,117,088
一般管理費	246,592,426	受託業務収入	443,117,088
退職給与引当金繰入	11,095,240	業務外収益	1,033,241,118
減価償却費	55,672,786	受取利息	4,489,060
引当金等繰入	3,390,357,220	雑益	1,028,752,058
償還準備金繰入	2,366,229,895		
償還準備積立金繰入	1,024,127,325		
受託業務費	443,117,088		
受託業務費	443,117,088		
業務外費用	2,040,973,913		
債券利息	441,519,051		
借入金利息	1,551,297,279		
債券発行費償却	8,260,651		
借入金取扱諸費償却	12,237,383		
雑損	27,659,549		
合計	8,701,813,228	合計	8,701,813,228